

電気事業法第 51 条第 3 項による
使用前安全管理審査
申請の手引き

2021 年 4 月

一般財団法人 発電設備技術検査協会

法定業務室

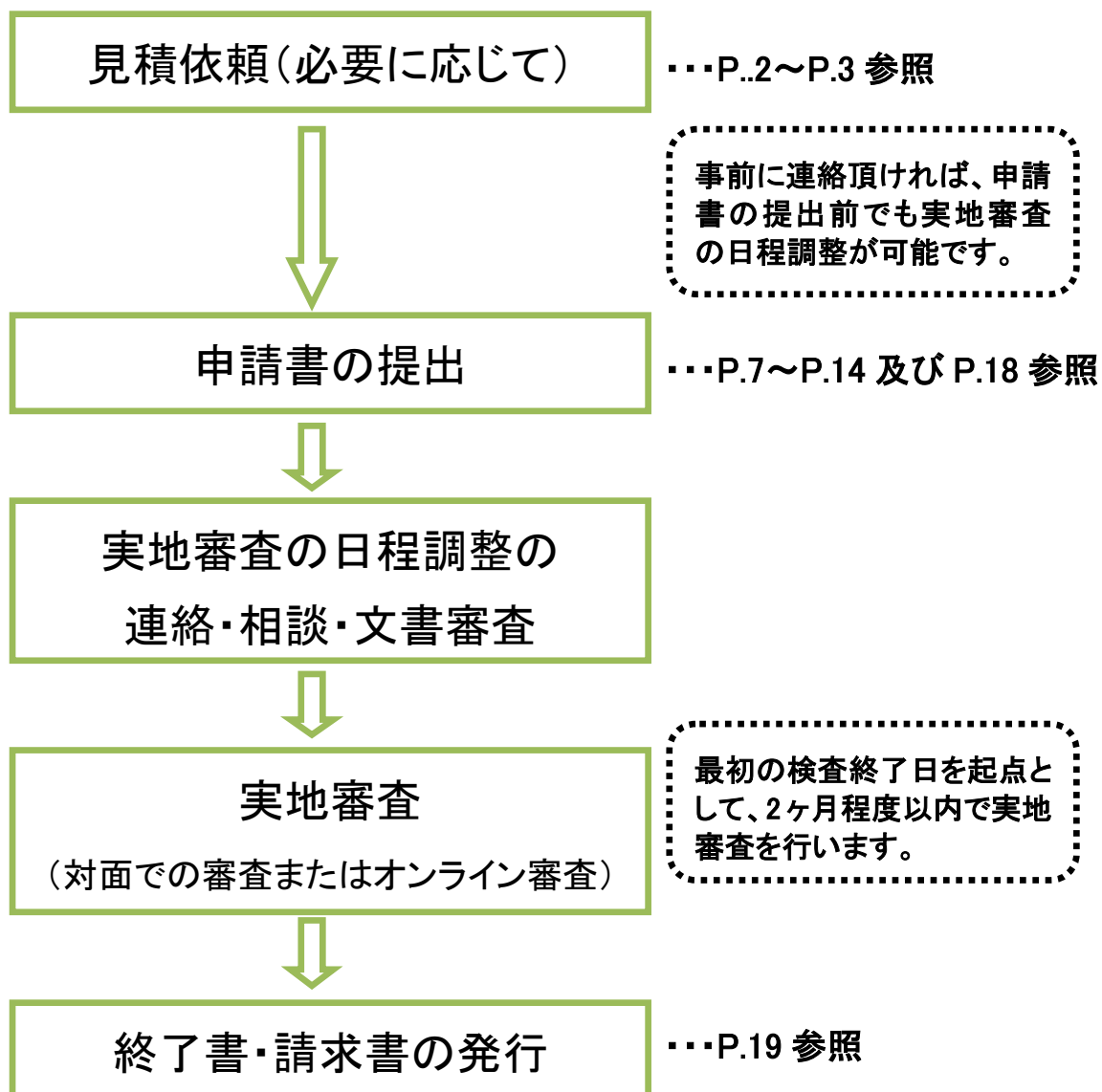
Japan Power Engineering and Inspection Corporation
Safety Management Audit Division

発電技検

目 次

1. 使用前安全管理審査の流れ	1
2. 見積依頼	2
2.1 「見積依頼について」の記載例	2
2.2 「見積依頼について」の記載要領	3
3. 審査の範囲	5
3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲	5
3.2 受審時期及び申請書提出時期	5
3.3 複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制	5
3.4 申請をまとめられる単位	6
4. 申請書の提出	7
4.1 申請書類(提出する書類)	7
4.2 「使用前安全管理審査申請書」の記載例	8
4.3 「使用前安全管理審査申請書」の記載要領	9
4.4 「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載例	11
4.5 「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領	12
4.6 「連絡担当票」の記載例	13
4.7 「連絡担当票」の記載要領	14
4.8 「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例	15
4.9 安全管理審査の打ち切り	16
5. 申請書の提出先	18
6. 審査料金の請求について	19
7. 問合せ先	20

1. 使用前安全管理審査の流れ



<2.2「見積依頼について」の記載要領>

「見積依頼について」の記載にあたっては、特に次の点にご注意下さい。

【1.受審組織の名称】

受審組織とは使用前自主検査を行う組織です。

「組織の名称」については、施行規則第 52 条第 1 項若しくは第 3 項で定める主任技術者の選任範囲若しくは兼任範囲である事業場又は設備に係る使用前自主検査を行う組織名として下さい。

なお、共通の使用前自主検査実施体制を構築している発電所の一体化の申請は、それらをまとめている事業者名を記載して下さい。その際、審査対象となる全ての発電所名を()書きで、代表となる事業者名の後ろに追記して下さい。

* 詳細は P.5 の「3.3 複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制」を参照して下さい。

例 (複数の発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制を構築した場合)

〇〇株式会社 〇〇事業所 (〇〇発電所)

(●●発電所)

【2.使用前自主検査の協力事業者名】

協力事業者とは使用前自主検査の検査結果の合否判定を行う組織のことです。

使用前自主検査を協力事業者(検査結果の合否判定を行う場合に限る)へ委託する場合は、当該見積りに係る全ての協力事業者名を記載して下さい。ただし、溶接事業者検査に係る協力事業者は記載して頂かなくても結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【3.使用前自主検査対象設備・検査期間】

当該見積りの対象となる全ての電気工作物に対し、電気工作物ごとに検査開始日から終了予定日又は実施した終了日までの期間を記載して下さい。

例 〇〇発電所 第 1 号ボイラー 100 t / h

(〇〇年〇月〇～〇〇年〇月〇日)

..〇〇発電所 第 1 号蒸気タービン 1,500kW

(〇〇年〇月〇～〇〇年〇月〇日)

なお、「見積依頼について」は、一冊の申請書でまとめられる範囲ごと*でお願いします。

* 詳細は P.6 の「3.4 申請をまとめられる単位」を参照して下さい。

【4.工事種別区分】

電気事業法施行規則別表第二による工事区分を選択して下さい。

【5.溶接事業者検査の有無】

当該の申請において、溶接事業者検査の実績及び見込みを含め有無を選択して下さい。なお、有を選択された場合、民間製品認証制度の活用の有無も選択して下さい。溶接事業者検査が複数あり、民間製品認証制度活用が有の案件と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。

また、溶接事業者検査における協力事業者数についても記載して下さい。

例 溶接事業者検査の協力事業者数

民間製品認証制度活用 有:〇社、無:〇社

【6.自主検査組織区分】

該当する組織区分を選択して下さい。目指す組織区分とは今回の申請において評価を目指される区分の事です。

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第 73 条の 6)
1 号組織(システム)	国からの評価結果通知を受けた日から 3 年 3 月を超えない時期
2 号組織(解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
3 号組織(個別)	使用前自主検査を行う時期

【7.審査受審場所の最寄駅からの交通手段】

実地審査場所(使用前自主検査場所)への交通手段を記載して下さい。
(必須項目ではないですが、記載して頂ければ幸いです。)

例 最寄駅:〇〇線〇〇駅
最寄駅より:徒歩:〇〇分
バス:〇〇停留所〇〇分〇〇円又は、タクシー:〇〇分〇〇円

【8.見積書の入手方法】

見積書の入手方法を選択して下さい。原則、Eメール又はFAXにて送付させていただきます。

【9.その他、要望事項】

旅費込みの見積りをご希望される場合や審査ご希望日がありましたら記載して下さい。また、その他見積りについてのご質問、ご要望等がありましたら記載して下さい。

オンライン安全管理審査を希望の場合、「オンライン審査希望」と記載して下さい。

【10.連絡先】

見積書を提出させて頂く際の連絡先、見積書宛名、見積提出期限を記載して下さい。

3. 審査の範囲

<3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲>

使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する場合、登録安全管理審査機関の使用前安全管理審査を受審することが義務づけられています。登録安全管理審査機関ができる範囲は、「火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物」と定められています。（施行規則第73条の6の2）

<3.2 受審時期及び申請書提出時期>

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第73条の6)	申請書の提出時期
1号組織 (システム)	国からの評定結果通知を受けた日から3年3月を超えない時期	審査受審希望の 2か月前まで
2号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期	
3号組織 (個別)	使用前自主検査を行う時期	審査受審希望の 1か月前まで

<3.3 複数発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制>

各発電所の使用前自主検査実施組織の上位組織が、複数発電所における共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所がそのマニュアル等に従い使用前自主検査を実施する体制のことを指します。

上位組織で定めたマニュアル、手順書等以外で、発電所毎にその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定されます。かつ、その手順どおりに作成されていることが必要となります。

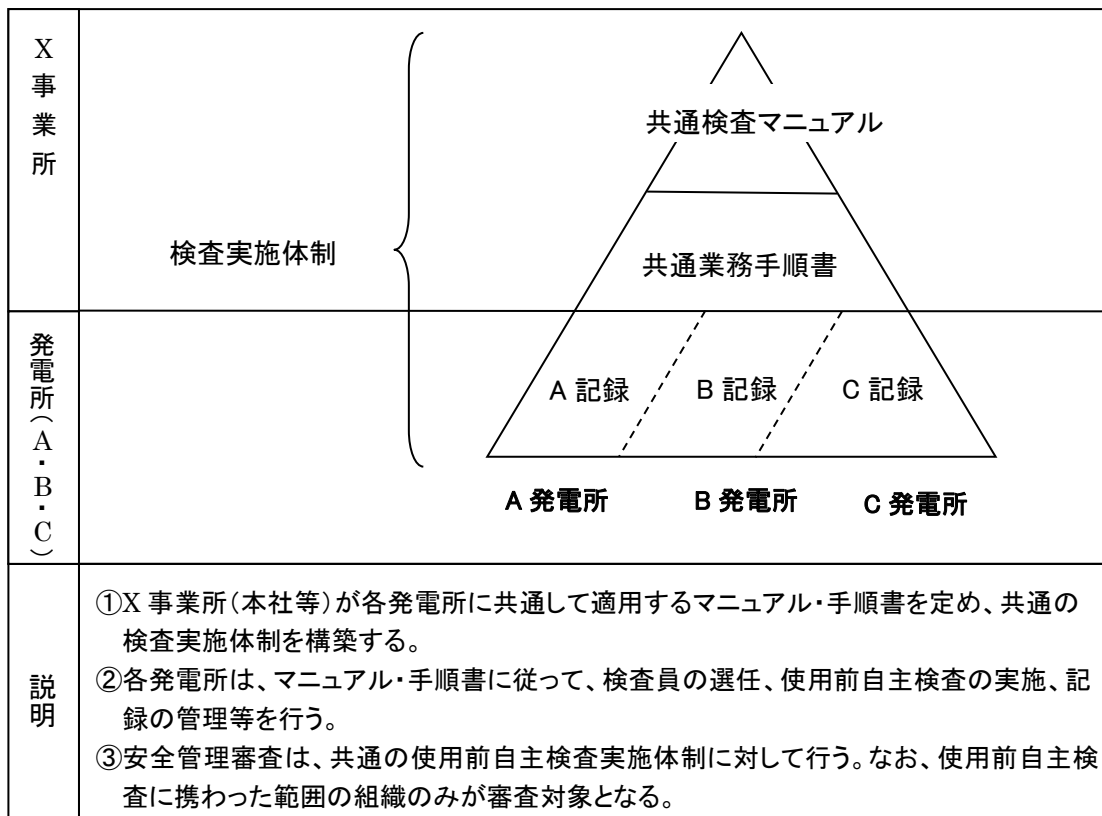


図1.複数発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制を構築している法定事業者検査実施組織の概略(内規より)

<3.4 申請をまとめられる単位>

1つの発電所において、同時期に複数の工事計画書に係る使用前安全管理審査を受審する場合には、それらをまとめて1つの申請書で提出することができます。この場合、使用前安全管理審査は同時に受審することになります。(図2参照)

同時期に使用前自主検査が終了した場合[例1]や、最も早い使用前自主検査終了日の発電設備と他の複数の発電設備が、使用前安全管理審査実施時期(ヒートランから2ヶ月程度*(最大3ヶ月)までに受審が可能な場合[例2]を示します。

*安全管理審査までの期間は、法令等での定めはありませんが、この期間内での受審をお願いしています。

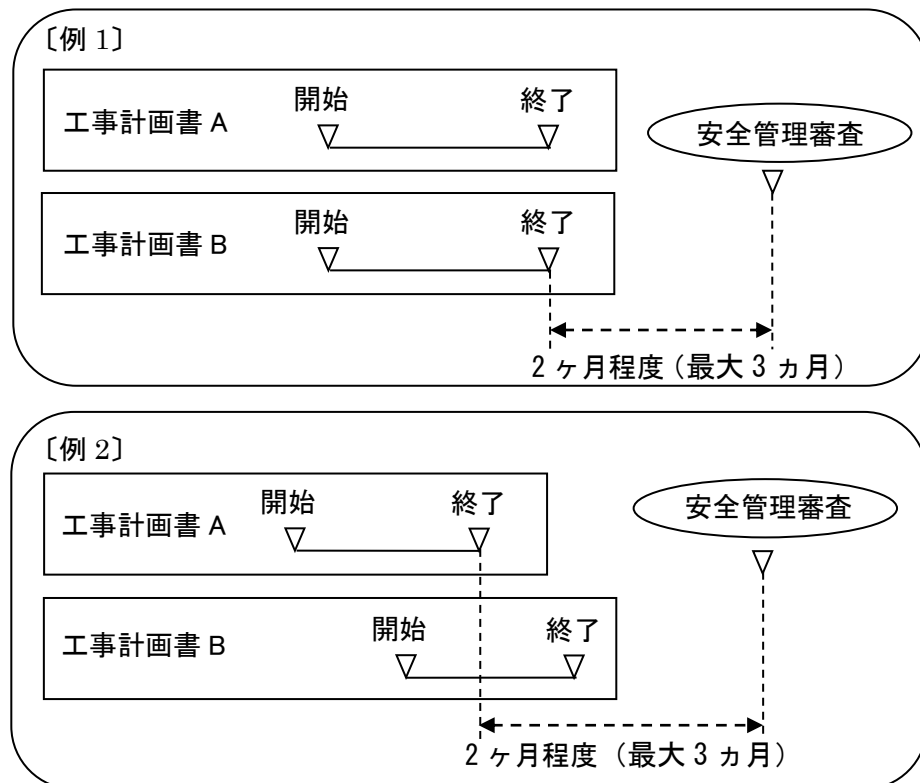


図 2. 1つの発電所であって、同時期に複数の発電設備の使用前自主検査を実施する場合の考え方

4.申請書の提出

<4.1 申請書類(提出する書類)>

○システム 1号組織 2号組織

申請書類	様式	部数
①使用前安全管理審査申請書	(使用前様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	—	原紙 1部 (2回目以降の提出はコピー)
③連絡担当票	(使用前様式第2)	コピー 1部
④前回「評定通知書」	—	
⑤使用前自主検査実施体制表	—	
⑥使用前自主検査マニュアル	—	
⑦工事計画届出書	—	
⑧使用前自主検査工程表	(使用前様式第3)	
⑨溶接事業者検査対象電気工作物の概要(溶接事業者検査がある場合)	(使用前様式第4)	

○個別 3号組織

申請書類	様式	部数
①使用前安全管理審査申請書	(使用前様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	—	原紙 1部 (2回目以降の提出はコピー)
③連絡担当票	(使用前様式第2)	コピー 1部
④使用前自主検査実施体制表	—	
⑤使用前自主検査要領書	—	
⑥使用前自主検査マニュアル (システムを目指す場合)	—	
⑦工事計画届出書	—	
⑧使用前自主検査工程表	(使用前様式第3)	
⑨溶接事業者検査対象電気工作物の概要(溶接事業者検査がある場合)	(使用前様式第4)	

各項目の詳細は次ページ記載要領を参照下さい。

＜4.2「使用前安全管理審査申請書」の記載例＞

(使用前様式第1)

使用前安全管理審査申請書

申請番号：
申請年月日： 年 月 日

理事長個人名は記載不要です。

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

申請番号は申請者が任意で決めて下さい。なければ記載不要です。

所在地 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 印

原則、申請者は代表者として対外的に権限のある者とし、委任された方(例：発電所長、工場長)が申請者となる場合は委任状の提出をお願いします。

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称) 〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	「該当なし」
使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【使用前自主検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 【使用前自主検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
施行規則第73条の6各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	第〇号〇〇〇 〇〇 例) 第〇号ボイラー 100t/h 第〇号蒸気タービン 1,500kw 第〇号発電機 6,000kVA
使用前自主検査の実施時期	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無	<input type="checkbox"/> 有(民) <input type="checkbox"/> 無
オンライン安全管理審査の希望有無	<input type="checkbox"/> 希望有 <input type="checkbox"/> 希望無(対面での審査希望)
(添付資料) <input type="checkbox"/> 使用前自主検査実施体制表 <input type="checkbox"/> 使用前自主検査マニュアル <input type="checkbox"/> 使用前自主検査要領書 <input type="checkbox"/> 工事計画届出書(写し) <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査対象電気工作物の概要	<input type="checkbox"/> 使用前自主検査工程表 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 前回評定通知書 <input type="checkbox"/> 連絡担当票

検査結果の可否判定を協力事業者へ委託した場合、協力事業者名称の記載をお願いします。該当なければ「該当なし」と記載をお願いします。

実施場所の名称に発電所名まで記載をお願いします。

希望する組織区分ではなく、現在の組織を受けている組織の区分を選択して下さい。

使用前自主検査対象になる全ての電気工作物の検査開始日から、最も遅い終了日までの期間の記載をお願いします。

従前の対面での審査を希望の場合は、希望無、オンラインを希望する場合は希望有に「レ」又は「■」をお願いします。

添付する資料に「レ」又は「■」をお願いします。

<4.3「使用前安全管理審査申請書」の記載要領>

「使用前安全管理審査申請書(使用前様式第 1)」は指定様式となりますので、発電技検 HP (<http://www.japeic.or.jp/gyoumu/ankenkanri/shinsei/shinsei.htm>)より申請の様式を確認して下さい。なお、「使用前安全管理審査申請書」の記載内容に変更があった場合は、変更申請を行う必要があります。P.11 以降の「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領をご確認下さい。

【申請番号及び申請年月日】

上段には申請者が任意で定めた申請番号を、下段には申請年月日を記載して下さい。申請番号がなければ記載は不要です。

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者 所在地及び氏名】

申請者とは当該申請に関する代表者として、対外的な契約権限のある者又は第 51 条第 3 項の使用
前安全管理審査に係わる一切の手続きについて、その権限を委任された者です。

申請者の郵便番号、所在地、会社名(委任されている場合は発電所名等も記載して下さい。)、及び署名又は記名・押印をお願いします。

権限を委任されている方が申請者となる場合は、当協会宛の委任状の提出をお願いします。

既に原紙を提出して頂いている場合は、当協会の受領印のある委任状の写しの添付で結構です。

【審査を受けようとする組織の名称】

審査を受けようとする組織については、施行規則第 52 条第 1 項又は第 3 項で定める主任技術者の選任範囲又は兼任範囲である事業場又は設備に係る使用前自主検査を行う組織名及び所在地として下さい。

なお、複数発電所が共通の使用前自主検査実施体制を構築している使用前自主検査実施組織としての申請は、それらをまとめている事業所名及び所在地を記載して下さい。その際、審査対象となる全ての発電所名を()書きで組織の名称の後ろに追記して下さい。

例 1(発電所を組織の単位として構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○工場発電所

(所在地) 〒 - ○○県○○市○○町○-○-○

例 2(複数発電所一体の共通の使用前自主検査実施体制を構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○事業所 (○○工場発電所)

(所在地) 〒 - ○○県○○市○○町○-○-○

【使用前自主検査の協力事業者の名称】

使用前自主検査を協力事業者へ委託した場合は、当該申請に係る全ての協力事業者名及び所在地を記載して下さい。(当該事業者が検査結果の合否判定を行う場合に限る) なお、溶接事業者検査に係る協力事業者は記載して頂かなくても結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所】

使用前自主検査の実施場所については、使用前自主検査が実施された全ての場所の名称及び所在地を記載して下さい。

検査記録の保管場所については、使用前自主検査記録として設置者が承認した記録を保管している場所の名称及び所在地を記載して下さい。

1 つの申請書において、複数の検査場所、保管場所が存在する場合で、枠内に記載できない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙(様式は問いません)を使用して頂いて結構です。

【施行規則第 73 条の 6 各号に掲げる組織の区分】

現在、評定を受けている組織の区分を、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

使用前自主検査を実施する組織区分	受審時期 (施行規則第 73 条の 6)
1 号組織(システム)	国からの評定結果通知を受けた日から 3 年 3 月を超えない時期
2 号組織(解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
3 号組織(個別)	使用前自主検査を行う時期

【使用前自主検査対象電気工作物の概要】

使用前自主検査対象設備が複数になる場合はすべて記載して下さい。枠内に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙(様式は問いません)を用いて電気工作物の名称、容量を記載して下さい。

【使用前自主検査の実施時期】

個々の電気工作物に対する検査時期の詳細については、申請の様式中の「使用前自主検査工程表(使用前様式第 3)」で確認できます。今回の申請対象となる全ての電気工作物を対象とした検査開始日から計画されている終了日又は実際の終了日を記載して下さい。

例 (1B)〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 6 月 10 日
(1T)〇〇年 5 月 1 日～〇〇年 6 月 30 日
検査の実施時期⇒〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 6 月 30 日

【溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無】

今回の申請において、溶接事業者検査の実績があれば有を選択し、民間製品認証制度活用の有無を口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。溶接事業者検査が複数あり、民間製品認証制度活用の有と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。

また、溶接事業者検査の詳細な内容を P.15 の「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」(使用前様式第 4)を用い、添付して下さい。

【オンライン安全管理審査の希望有無】

今回の申請において、オンラインでの安全管理審査を希望される場合は希望有を選択し、従前の対面審査を希望される場合は希望無をそれぞれ口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

なお、審査前までに以下の記録の送付をお願いします。

- ・前回の検査終了日がわかる資料(試運転記録等、該当部のコピーのみをお願いします)
- ・今回の設備停止日や検査開始日がわかる資料(保安日誌、工程表、該当部のコピーのみをお願いします)
- ・検査記録一式(検査記録、測定記録、測定機器の校正記録等、正版でもコピー版でもどちらでも可)

検査記録一式は審査終了後、返送させていただきます。

不明な点がございましたら、P.20 の問合せ先へ連絡をお願いします。

【(添付資料)】

添付される資料があれば、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

各項目の詳細は次ページ記載要領を参照下さい。

<4.4「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載例>

申請番号に改訂番号を附して下さい。変更申請を申請する年月日の記載をお願いします。

使用前安全管理審査申請書(変更)

記載内容に変更がある場合は、変更申請の提出をお願いします。

〇〇発電第1号-1
〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

所在地 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 印

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称) 〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
使用前自主検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	(名称) 〇〇株式会社 〇〇工場 (変更前) (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (名称) 〇〇株式会社 〇〇工場 (変更後) (住所) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-▲-■
使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【使用前自主検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 【使用前自主検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社 〇〇発電所 (所在地) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
施行規則第73条の6各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input checked="" type="checkbox"/> 3号に掲げる組織 (変更なし)
使用前自主検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	第〇号〇〇〇 〇〇 (変更なし)
使用前自主検査の実施時期	〇〇年〇月〇日~〇〇年〇月〇日 (変更なし)
溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (民間製品認証制度活用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 (変更なし)
オンライン安全管理審査の希望有無	<input type="checkbox"/> 希望有 <input checked="" type="checkbox"/> 希望無(対面での審査希望) (変更なし)

記載内容に変更がある場合は、変更前と変更後の内容を記載して下さい。

- (添付資料) 使用前自主検査実施体制表 使用前自主検査工程表
 使用前自主検査マニュアル 委任状
 使用前自主検査要領書 前回評定通知書
 工事計画届出書(写し) 連絡担当票
 溶接事業者検査対象電気工作物の概要

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、「レ」又は「■」をお願いします。

<4.5「使用前安全管理審査申請書(変更)」の記載要領>

申請書提出後、「使用前安全管理審査申請書」の記載内容を変更される場合は「使用前安全管理審査申請書(変更)」として変更申請をお願いします。

組織の変更に係らず、会社名、申請者名や工場名又は所在地が変更される場合は、基本的には変更申請を行って下さい。ただし、申請組織において、変更申請を行わなくても問題ない場合は、変更申請は不要です。

記載にあたっては、特に次の点にご注意下さい。

【申請番号及び年月日】

初回申請番号に改定番号を附し、変更申請を申請する年月日を記載して下さい。

初回申請番号に改定番号を附す事が困難な場合で、初回の申請番号と異なる申請番号になる場合は、変更前申請番号を併記して下さい。

例 29 発電第 1 号-1
29 発電第 1 号-A
29 発電第 3 号(変更前申請番号 29 発電第 1 号)

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者の所在地及び氏名】

「安全管理審査終了書」は、申請書に記載の申請者名宛てに発行しますので「安全管理審査終了書」等の宛名の変更を希望される方は、申請書の変更手続きをして下さい。

【申請内容】

次の項目について、変更前・後の内容を記載して下さい。変更の無い箇所については、「変更なし」と記載して下さい。

- ・審査を受けようとする組織の名称
- ・使用前自主検査の協力事業者の名称
- ・使用前自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所
- ・施行規則第 73 条の 6 各号に掲げる組織
- ・使用前自主検査対象電気工作物の概要
- ・使用前自主検査の実施時期
- ・溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無

なお、使用前事業者検査の実施時期に変更があった場合は、変更申請を行わず、見え消し・訂正印でも可能です。

例 ○○株式会社 ○○工場 (変更前)
○○県○○市○○町○-○-○
○○株式会社 ■■工場 (変更後)
○○県○○市○○町○-○-○

【(添付資料)】

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

各項目の詳細は次ページ記載要領を参照下さい。

<4.6「連絡担当票」の記載例>

(使用前様式第2)

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせに対応して頂ける方の記載をお願いします。

《連絡担当票》

【連絡担当者】

	設置者	設置者(複数名必要な場合)
郵便番号	〒 —	〒 —
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
会社名	〇〇株式会社 〇〇発電所	〇〇株式会社 〇〇発電所
所属	〇〇グループ	〇〇グループ
役職	〇〇	〇〇
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
TEL	— —	— —
FAX	— —	— —
E-mail	@	@

【報告書等送付先】

	国の評定通知送付先	発電技検の終了書等送付先
郵便番号	〒 —	同左
所在地 会社名	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社 〇〇発電所	
所属	〇〇グループ	
役職	〇〇	
氏名	〇〇 〇〇	
TEL	— —	

※必ず設置者の宛名の記載をお願いします。

【請求書送付先】(該当箇所に記載)

	設置者	
郵便番号	(報告書送付先と同じ)	請求書の送付先は必ず設置者の方の記載をお願いします。
所在地 会社名		
所属		
役職		
氏名		審査料の納付が設置者以外の場合、ご希望の宛名を記載して頂ければ記載通りの宛名で請求書を発行します。
TEL		
請求書宛名	〇〇株式会社 〇〇工場	
※		
備考		

内容が上記と同じ場合は「連絡担当者(報告書送付先と同じ)」等でも可能。

※納付者が設置者以外の場合は「請求書送付先(報告書送付先と同じ)」等でも可能。

【検査実施体制】

	所属・役割	氏名
<input type="checkbox"/> BT 主任技術者		
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者 (該当箇所を■)		
検査責任者※		

※複数名いる場合は行を追加し、記載をお願いします

申請時点での主任技術者及び検査責任者の記載をお願いします。

<4.7「連絡担当票」の記載要領>

「連絡担当票」については、発電技検からの連絡(経路)確保のために、内容に変更がある場合は、速やかに再提出をお願いします(メールでも可)。

【連絡担当者】

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせ等に対応して頂ける担当者の方を記載して下さい。また、連絡担当者の方と連絡が取りにくい場合は、複数名の方を記載して下さい。なお、申請書受付番号のお知らせを兼ねて申請受付通知をEメール又FAXにて送付しますので、Eメールアドレス及びFAX番号を必ず記載して下さい。

【報告書等送付先】

『国からの評定通知送付先』及び『発電技検からの安全管理審査終了書等送付先』は設置者の方を記載して下さい。

【請求書送付先】

安全管理審査料の請求書の送付先を記載して下さい。請求書の宛名は1申請につき、1社限りとさせていただきます。必ず設置者の方を記載して下さい。

なお、審査料の納付が設置者以外の場合は、請求書宛名欄にご希望の会社名等を記載して下さい。ただし、請求書は設置者の方に送付させていただきます。

【検査実施体制】

当該申請時における、電気工作物に必要な主任技術者及び検査責任者の氏名・役職を記載して下さい。また、該当する主任技術者(ボイラー・タービンもしくは電気)の口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

＜4.8「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例＞・・溶接事業者検査がある場合に使用。

溶接事業者検査対象電気工作物の概要

(使用前様式第4)

No.	協力事業者の 名称及び所在地 (溶接施工工場)	計画 書番号	施設 番号	電気工作物の 名称	全継 手数	検査項目 ※	検査 場所	材料検査～ 耐圧検査期間	技術基準 適合確認日	検査 結果	民間製 品認証 制度活 用の有 無	補修 溶接の 有無	備考 (輸入品 の有無 等)
1	〇〇〇〇工業 株式会社 東京都港区 芝大門 2-10-12 (同上)	溶接検 査-001 号	1号 ボイラー	主蒸気配管、 第3高圧ヒータ	25	M, A, B, W, PWHT, NDT, T, P, F	工場及び 発電所	2019年2月19日～ 2019年3月19日	2019年3月20日	良	無	有	・輸入品
2	以下余白												
3													
4													
5													
6													
7													
8													

各項目が網羅された内容であれば、様式はこだわりません。

SAMPLE

※M:材料検査, A:開先検査, B:裏はつり, W:溶接作業検査, PWHT:蒸気処理検査, NDT:非破壊検査, T:機械検査, P:耐圧検査, F:外観検査

<4.9 安全管理審査の打切り>

使用前安全管理審査申請後、申請書に記載された全ての使用前自主検査を行わない場合や中止する場合は、申請書の打切り手続きを行う必要があります。まず、打切りを行う旨を、申請を受理した発電技検の事業所に連絡して頂き、「使用前安全管理審査打切り願い」(使用前様式第 5)に必要な事項を記載し、当該申請書を受理した発電技検の事業所へ送付して下さい。

なお、打切りをする旨を連絡されるまでに審査計画、文書審査、実地審査を行っていた場合は、発電技検の責に帰すべき事由により打切る場合を除き、業務規程に基づき審査料金、旅費等を請求させていただきます。

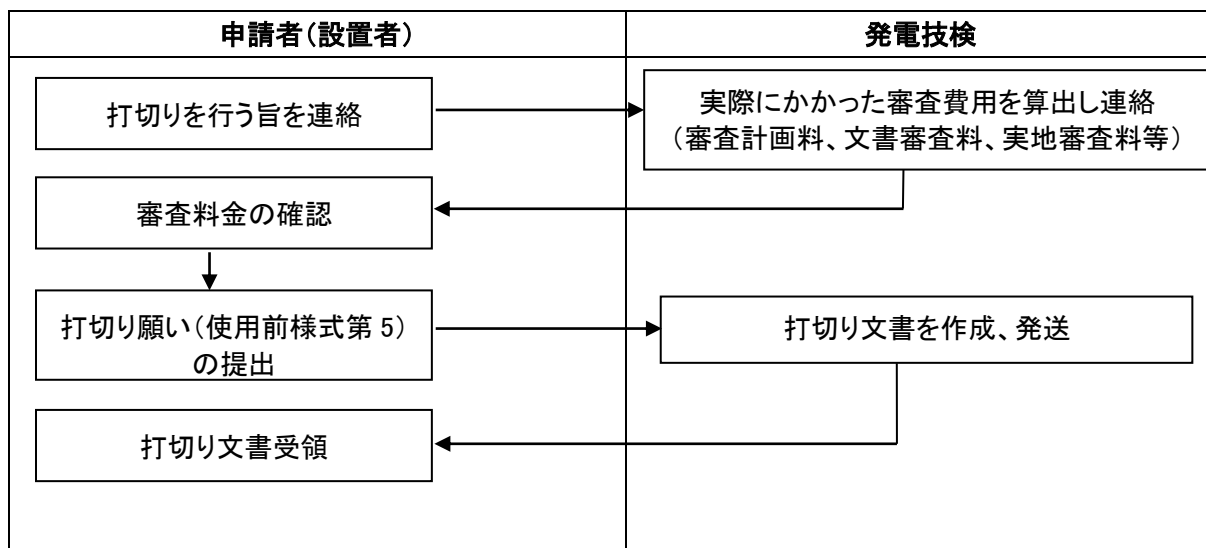


図 3. 打切りフロー

使用前安全管理審査打切り願い

年 月 日

一般財団法人 発電設備技術検査協会
理 事 長 殿

所在地
氏 名

印

年 月 日付け 号 をもって申請した使用前安全管理審査申請書は、下記事由により打切ります。

また、既に実施された審査料金の請求について合意します。

(打切り理由)

審査申請書 受付番号	号	受付年月日	年 月 日
---------------	---	-------	-------

以上

5. 申請書・見積書の提出先

申請書・見積書の提出は、原則として設置者（発電所）を担当する発電技検の事業所へ提出して下さい。郵送、持参のいずれでも結構です。

表 1.申請書・見積書の提出先

	④	③	②	①
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長崎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">佐賀</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福岡</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">熊本</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大分</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鹿児島</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宮崎</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; width: 50%;">沖縄</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山口</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">島根</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鳥取</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">岡山</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛媛</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">香川</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">徳島</div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">兵庫</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">京都</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大阪</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">奈良</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: 50%;">和歌山</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福井</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">滋賀</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: 50%;">岐阜</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三重</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛知</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: 50%;">石川</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: 50%;">富山</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">北海道</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 80%; margin-top: 5px;">青森</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 80%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">秋田</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">岩手</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 80%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山形</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宮城</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新潟</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福島</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">群馬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">栃木</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長野</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山梨</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">埼玉</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">茨城</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">静岡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">神奈川</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東京</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千葉</div> </div> </div>
区域	発電所の設置場所	担当する事業所（申請書・見積書提出先）		
①	<ul style="list-style-type: none"> 北海道産業保安監督部の管轄区域 関東東北産業保安監督部東北支部の管轄区域 中部近畿産業保安監督部の管轄区域（ただし、静岡県、長野県のみ） 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 本部（法定業務室） 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル（3F） TEL 03-5404-3875 FAX 03-5404-3881		
②	<ul style="list-style-type: none"> 中部近畿産業保安監督部の管轄区域（ただし、静岡県、長野県を除く） 中部近畿産業保安監督部近畿支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 西日本支部 〒530-0003 大阪市北区堂島 2-1-16 フジタ東洋紡ビル（4F） TEL 06-7178-8525 FAX 06-7178-8529		
③	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国産業保安監督部の管轄区域 中国四国産業保安監督部四国支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 広島分室 〒732-0827 広島市南区稲荷町 4-1 広島稲荷町 NK ビル（11F） TEL 082-506-1950 FAX 082-263-1501		
④	<ul style="list-style-type: none"> 九州産業保安監督部の管轄区域 那覇産業保安監督事務所の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 福岡分室 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-8-27 博多駅東パネスビル（3F） TEL 092-411-1071 FAX 092-474-7287		

6. 審査料金の請求について

審査料金の請求は「図 4. 見積依頼から請求書発行までのフロー」によるステップで行います。

- (1) 最終の現地審査時に審査チーム長が、改めて審査料金について説明を行います。
- (2) 審査料金は、請求書により後日請求しますので、請求書受領月の翌月末日までに指定の銀行口座にお振込み下さい。

振込み銀行名及び口座番号

- ・三菱UFJ銀行 本店 普通預金口座番号 7648950
- ・三井住友銀行 東京公務部 普通預金口座番号 842199
- ・みずほ銀行 東京営業部 普通預金口座番号 1860281

名義人 ザイ)ハツデンセツビギジュツケンサキヨウカイ
(先頭に「イッパン」は必要ありません)

- ・恐れ入りますが、振込み手数料のご負担をお願いします。
- ・請求書は申請者(設置者)へ送付しますが、納入者が異なる場合は、「連絡担当票」の請求書宛名欄に記載して頂ければ請求書の宛名はご希望通りに処理します。
- ・請求書の宛名は、1つの申請につき1社限りとさせていただきます。
- ・御社の請求書様式を希望される場合は、対応しますので連絡下さい。

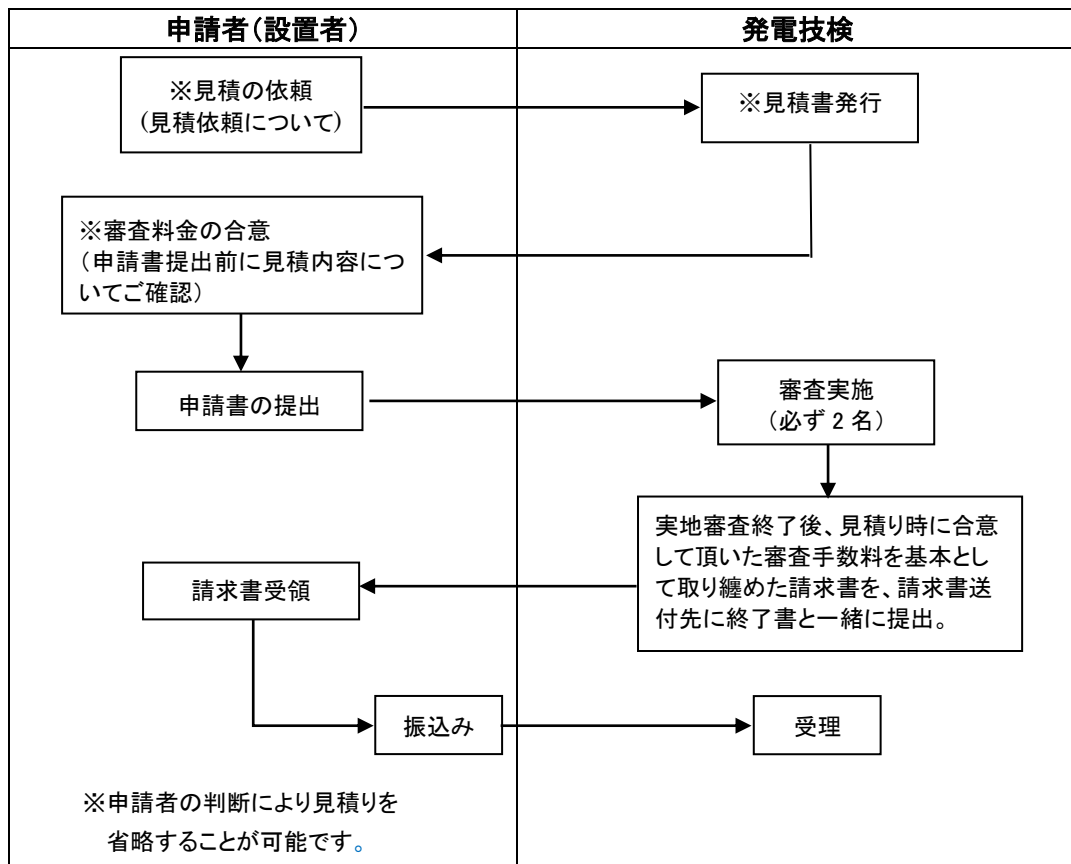


図 4. 見積依頼から請求書発行までのフロー

7.問合せ先

安全管理審査に関するお問い合わせ、苦情については、下記に連絡下さい。

【問合せ先】

一般財団法人 発電設備技術検査協会
法 定 業 務 室
〒105-0012
東京都港区芝大門 2 丁目 10 番 12 号 KDX芝大門ビル 3F
一般財団法人発電設備技術検査協会 法定業務室
TEL:03-5404-3875 FAX:03-5404-3881
E-mail: houtei@japeic.or.jp
ホームページ: <http://www.japeic.or.jp/>

改定履歴

改訂番号	改訂箇所	年月日
制定	新規作成	平成 29 年 4 月 1 日
1	内容についての定期見直し(記載の明確化と記載文言の修飾、和暦の削除、提出部数の変更、一部様式の見直し等)	2019 年 5 月 7 日
2	誤記修正(P.3、P.4、P.5、P.7、P.10:「定期」を「使用前」に修正他) 文言追加(P.1: ページ番号を追加、P.10: (使用前様式第 3)を追加)	2019 年 8 月 15 日
3	①P.9 の序文記載欄に文言追加(P.11 以降の「使用前安全管理審査申請書(変更)～」 ②P.12 の序文記載欄の文言修正(基本的には変更申請を行って～)と、ただし書きの追加(ただし、申請組織において、変更申請を行わなくても問題ない場合は、変更申請は不要です) ③定期見直し(一部の文言の統一化と明確化、様式第 4 の備考欄における一部文言削除) ④オンライン審査に関する文言追加(P1、P2、P4、P8、P10、P11、P12)	2021 年 4 月 1 日